

鹿児島県公報

平成30年10月9日(火) 第3458号の2



鹿児島県

発行鹿児島県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編集総務部学事法制課
定例発行日(毎週火, 金)

目次

(※については例規集登載事項)

ページ

規則

○知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則(※)
(人事課取扱い) 1

訓令

○副知事の担任事務に関する規程の一部を改正する訓令(※)
(人事課取扱い) 1

規則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月9日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第37号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則(平成18年鹿児島県規則第29号)の一部を
次のように改正する。

「小林洋子」を「芋坂かおり」に改める。

附 則

この規則は、平成30年10月11日から施行する。

訓令

鹿児島県訓令第6号

副知事の担任事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年10月9日

鹿児島県知事 三反園訓

副知事の担任事務に関する規程の一部を改正する訓令

副知事の担任事務に関する規程(平成18年鹿児島県訓令第3号)の一部を次のように改正す
る。

第1条第3号中「小林洋子」を「芋坂かおり」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年10月11日から施行する。